

一般社団法人高知県作業療法士会

休会規程

(趣旨)

第1条 この規定は、一般社団法人高知県作業療法士会（以下、本会という）の正会員の特例としての休会に関し必要な事項を定めるものとする。

(休会理由)

第2条 正会員は、一般社団法人日本作業療法士協会理事会において承認された理由により休会することができる。

(期間)

第3条 休会期間は、1年単位とし、一般社団法人日本作業療法士協会理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度4月1日から3月31日までとする。

2 休会は、最大で5回を限度とし、連続的若しくは断続的にとることができる。

(条件)

第4条 正会員は、毎年2月1日から3月31日までの間に開催される一般社団法人日本作業療法士協会理事会において承認を得ることによって休会することができる。

2 「休会届」（別記第1号様式（第4条2項関係））と、一般社団法人日本作業療法士協会の「休会決定通知」の写しを該当年度の5月末日までに本会事務局に提出する。

3 休会しようとする年度の前年度までの会費が完納されていること。

(義務の免除)

第5条 休会する正会員は、本会理事会において承認された休会期間の会費納入が免除される。

(権利等の停止)

第6条 休会する正会員は、次の各号の権利が停止される。

- (1) 役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) 本会が主催する学会及び研修会への参加
- (3) 本会発行物の受取

(復会)

第7条 休会中の正会員は、一般社団法人日本作業療法士協会、ならびに本会に休会延長若しくは退会手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附則

1. この規程は、平成26年4月16日から施行する。
2. なお、平成26年度に限っては平成26年6月30日を届け出締め切りとし、本会において承認を受けた日から平成27年3月31日までを休会期間とする。
3. 一般社団法人日本作業療法士協会が公益法人を取得した際には、これを読み替える。